

老後をみんなで支える

介護保険制度 平成12年4月スタート



だれもが長生きを望んでいます。と同時に老後の生活や健康に不安を感じている人も少なくありません。社会全体が急速に高齢化に向かっている現在、特に介護の問題が老後の最大の不安要因となってきました。

このような不安を取り除くために「介護保険制度」が創設され、平成十二年四月からは

じまります。この制度は、介護を「家族」だけではなく、「社会全体」の問題としてとらえ、みんなで支え合っているというものです。これにより、だれもが当然の権利として、福祉や医療などの総合的なサービスを安心して受けられるという仕組みができるわけです。

今回は、この介護保険制度を紹介します。

なぜ今創設なのか

超高齢化社会

わが国の六十五歳以上の人口は、急速な増加をたどっています。そのため、六十五歳以上のかたの割合が、現在の六・六人に一人（一五・一％）から、平成二十七年には四人に一人に、平成六十二年には三人に一人になり、超高齢化社会に突入すると予想されています。

当市の高齢者の割合は、今年七月一日現在で、二一・八％と五人に一人を超えています。昨年同月には二〇・八％でしたので、この一年で一％伸びたこととなります（次ページのグラフ参照）。このことは、全国よりもさらに速いペースで超高齢化社会に向かっていることを表しています。

この人口の高齢化に伴い、寝たきりや痴ほうなど、介護を必要とするかたが増加することが予想さ

家族介護力の低下

最近、核家族化や少子化が進み、家庭における介護の担い手が減少してきています。それに加え、女性の社会進出、介護する人自身の高齢化などが進んでいます。さらに、在宅介護の場合、十分な環境を確保しようとするならば、家計への負担が相当なものになってしまいます。そればかりか、介護のための労力的な負担、精神的な悩みも多いことから、全般的に家族介護力が低下してきています。

このような現状から、老後についての不安を抱く人が増えていきます。この不安要因を取り除くため、介護を社会全体で支えていくような制度が必要になってきたのです。

